

資料提供

令和2年9月30日
広島高速道路公社

出口料金所ETCレーンにおける後退再進入に伴う車種判定不適合事象について

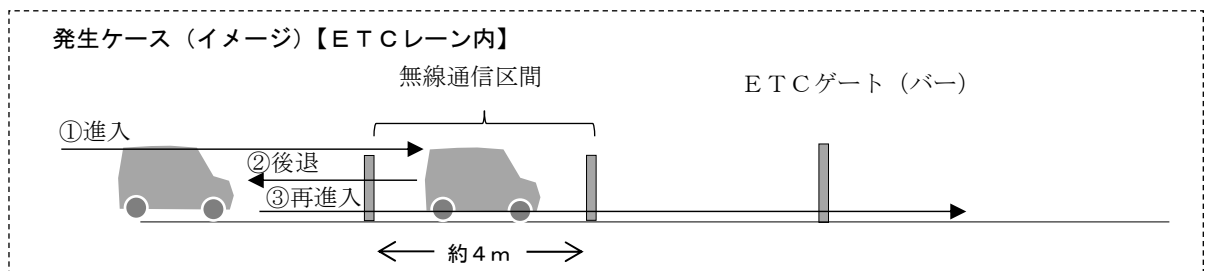
1 要旨

- 広島高速道路のETC設備の車種判定において、車種区分「軽自動車等※」がレーン内で後退再進入した際に「普通車」と判定する特殊なケースがあり、その場合に通行料金の過徴収が生じることが設備更新の過程で9月23日に判明した。なお、通常走行の場合に過徴収が発生することはない。
- 今後、早期に再発防止策を講じるとともに、これまでの不適合事象の発生状況を把握し、過徴収した料金は返金する。

※軽自動車等： 軽自動車、自動二輪車（125cc以下を除く）、小型特殊自動車

2 不適合事象発生の概要

- 対象車両： 軽自動車等
- 対象場所： 「広島高速1、2、3号線」及び「海田大橋」の出口料金所ETCレーン（このうち、都市高速広島東料金所及び坂料金所は除く）
- 発生ケース： 出口料金所ETCレーンの無線通信区間に進入して停止した後、何らかの事情で後退して無線通信区間外へ移動し、再度進入（隣接ETCレーン含む）した場合【詳細は別紙】



- 料金徴収： 「軽自動車等」に対し「普通車」の料金を課金

【参考】過徴収の最大金額： 150円/件（普通車730円－軽自動車等580円）

3 不適合事象の発生状況の把握

- 現システム導入（2014年1月）以降の「軽自動車等」の通行を対象に、該当事象の抽出作業を進める。（約6年9ヶ月の期間の不適合事象の抽出作業に2～3ヶ月を要する見込み）
- なお、直近5ヶ月（2020年4月～8月）では3件の不適合事象を確認。

4 今後の対応

- 同様の事象が発生しないよう、10月中にシステム改修を行う。
- 過徴収した料金の返金方法等の詳細については、別途ホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）に掲載する。
- ETCレーン内での後退は原則禁止されているため、引き続き注意喚起に努める。

《不適合事象発生のイメージ図》

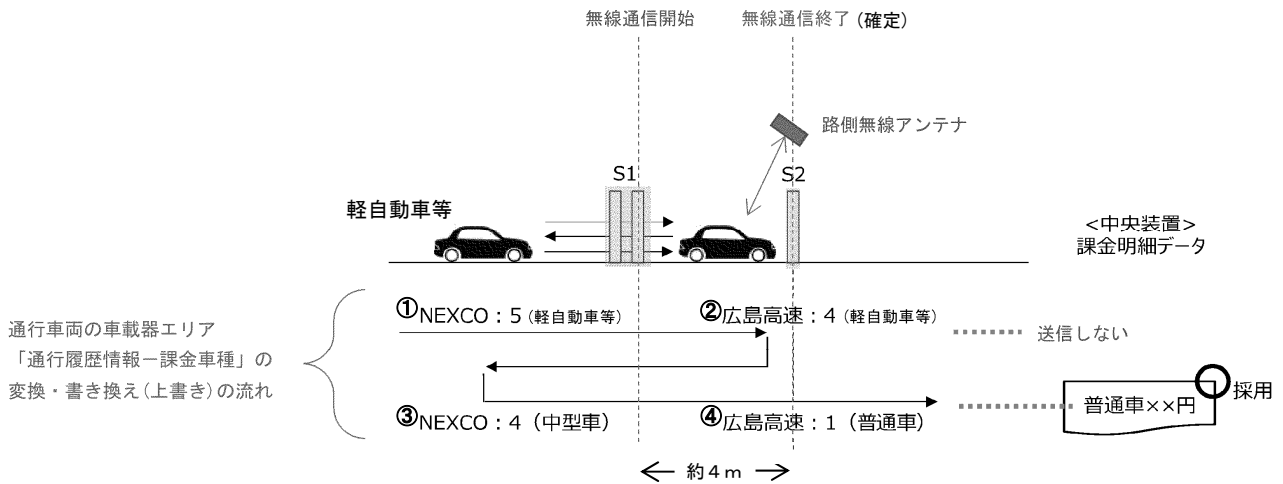


表. NEXCO 5車種→広島高速4車種変換 ※

NEXCO 車種 (5車種)		広島高速車種 (4車種)
1: 普通車	→	1: 普通車
2: 大型車	→	2: 大型車
3: 特大車	→	3: 特大車
③ 4: 中型車	→	④ 1: 普通車
① 5: 軽自動車等	→	② 4: 軽自動車等

※ 広島高速道路の入口料金所では、接続するNEXCO路線向けの5車種を判定・記録し、広島高速道路の出口料金所（海田料金所出口を含む）を通過する場合は、広島高速4車種に変換・課金している。

広島高速道路出口料金所 ETC設備標準配置図

